

鹿児島県屋外広告物条例及び施行規則を一部改正しました。

(平成25年3月公布)

改正の概要

(1) 管理者を必要とする広告物の規模の改正

平成26年4月1日施行

許可を受けて屋外広告物を表示するにあたり、管理者を設置しなければならない屋外広告物の規模について、**平成26年4月1日以降許可**（更新許可を含む。）を受けるものから、下記のとおり改正します。

管理者を必要とする広告物の規模

| 改正後 | 改正前 |
|---------------|--------------|
| 高さ4m超又は面積10㎡超 | 高さ5m超又は面積5㎡超 |

※ただし、はり紙、はり札、立看板及び広告網は除きます。

(2) 屋外広告物の管理者資格の改正

平成28年4月1日施行

本県は台風常襲地であることなどから、屋外広告物の安全性をより高めるため、屋外広告物の管理者になれる資格を、下記のとおり改正します。

現在、屋外広告物の管理者を**講習会修了者**と**講習会修了者等認定者**で許可を受けている場合、**平成28年4月1日**までに管理者変更届を提出していただくことになります。

管理者の資格要件

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| — 屋外広告士 建築士（一級、二級、木造） 電気工事士 電気主任技術者 職業訓練指導員免許保持者（広告美術科又は帆布製品科） 技能検定合格者（広告美術仕上げ又は帆布製品製造） 職業訓練修了者（広告美術科又は帆布製品科） — | 講習会修了者（他県等の修了者含む。） 屋外広告士 建築士（一級、二級、木造） 電気工事士 電気主任技術者 職業訓練指導員免許保持者（広告美術科又は帆布製品科） 技能検定合格者（広告美術仕上げ又は帆布製品製造） 職業訓練修了者（広告美術科又は帆布製品科） 講習会修了者等認定者 |

鹿児島県土木部都市計画課調整係
電話 099-286-3680